

## 第63回 徳島駅伝

2017年1月4日(水)～1月6日(金)

新春の阿波路を駆ける徳島駅伝が1月4日(水)～6日(金)まで開催されました。

本町においては、新設された小学生特別区間及び再出発中継所となりました。

小学生特別区間では、16郡市女子、男子の順にそれぞれ1.5キロずつ走り、スタートやゴール地点は声援を送る家族や知人らで賑わっていました。



### 主な目次

町長表彰	2	水道課からのお知らせ	10
瑞宝双光章受章	2	臨時福祉給付金(経済対策分)のお知らせ	11
消防団出初式	3	第48回上板町社会福祉大会の開催について	11
申告納税相談(所得税・住民税・国保税等)のご案内	6	新成人の皆様、おめでとうございます。	14
農業委員会の新制度について	9	野外焼却は禁止	14

# 町長表彰式挙行される

一月八日、新年互礼会の席において、町長表彰式が行われました。各分野で活躍され、その功績により表彰又は感謝状を受けられたのは、次の方々です。  
(敬称略)

◇地域産業の発展と後進の育成に寄与  
新居 修

◇スポーツの振興に功績  
新宮 直樹

◇教育の向上に貢献  
手塚 久利  
故森 口雅彦

◇高額寄付  
坂東 嘉人

◇奉仕活動感謝状

上板町ボランティア協会  
上板町ふるさと特産品研究会  
椎本 花の会

# 瑞宝双光章受章

板東 宏氏



平成二十八年十一月三日付けで、瑞宝双光章を受章されました。氏は、平成六年四月から平成十三年三月まで、町内の小学校長を、平成十五年七月から平成十八年四月まで、町教育長を歴任され、永きに亘り本町の教育の振興に尽力されました。これらの功績が認められ、今回の栄えある受章となりました。今後の功績が認められ、御活躍をお祈りいたします。

三宅 昇氏



平成二十八年十一月一日付けで、瑞宝双光章を受章されました。氏は、昭和五十五年四月から平成元年三月まで、町内外の小学校長を歴任され、永きに亘り本町の学校教育等の振興に尽力されました。これらの功績が認められ、今回の栄えある受章となりました。今後の功績が認められ、御活躍をお祈りいたします。

## 上板町議会 だより

◎平成二十八年第四回定例会の概要

第四回定例会は、十二月十三日から十二月十六日までの四日間の日程で開かれました。

開会日には、七條町長が町政に取り組む所信及び提出議案提案理由の説明、一般質問が行われました。

一般質問では、町長の政治姿勢、地方創生、防災対策などが論議されました。(議員十二名から一般質問)

動議一件が否決されました。

町長提出議案八件が可決されました。議員提出議案二件が可決されました。

◎議会議員協議会

平成二十八年十二月八日 第四回定例会提出議案の協議を行う。



# 日本消防庁長官表彰 永年勤続功労章

# 日本消防協会 精績章

上板町消防団 副団長

高田 浩之



平成二十八年三月九日に上板町消防団員として永きにわたり地域に貢献した功労が認められ、榮譽ある日本消防庁長官永年勤続功労章を受章されました。また、三月八日に日本消防協会精績章も受章されました。

# 徳島県知事表彰

上板町消防団 第一分団 団員

榎本 浩章



平成二十九年一月十四日、上板町消防団出初式において消防団員として永きにわたり地域に貢献した功績が認められ榮譽ある徳島県知事表彰を授かりました。

上板町消防団 第五分団 団員

中村 佳文



平成二十九年一月十四日、上板町消防団出初式において消防団員として永きにわたり地域に貢献した功績が認められ榮譽ある徳島県知事表彰を授かりました。

# 徳島県消防協会会長表彰

## ■功績章

第二分団

分団長 廣瀬 浩平

第六分団 団員 福田 幸司

第五分団

分団長 土居 孝治

第一分団 団員 高橋 英樹

第一分団 団員 高橋 英樹

第一分団 団員 高橋 英樹

第一分団 団員 高橋 英樹

第一分団 団員 高橋 英樹

第一分団 団員 高橋 英樹

第一分団 団員 高橋 英樹

第一分団 団員 高橋 英樹

第一分団 団員 高橋 英樹

第一分団 団員 高橋 英樹

第一分団 団員 高橋 英樹

第一分団 団員 高橋 英樹

第一分団 団員 高橋 英樹

第一分団 団員 高橋 英樹

第一分団 団員 高橋 英樹

第一分団 団員 高橋 英樹

第一分団 団員 高橋 英樹

第一分団 団員 高橋 英樹

第一分団 団員 高橋 英樹

第一分団 団員 高橋 英樹

第一分団 団員 高橋 英樹

第一分団 団員 高橋 英樹

第一分団 団員 高橋 英樹

第一分団 団員 高橋 英樹

第一分団 団員 高橋 英樹

第一分団 団員 高橋 英樹

第一分団 団員 高橋 英樹

# 板野地方分会会長表彰

第一分団 団員 板東 宏一

第二分団 団員 山ノ井 誠司

第三分団 団員 板東 宏樹

第四分団 団員 西條 晋太郎

第五分団 団員 高田 宜史

第六分団 団員 安藤 雅也

# 板野警察署長表彰

第四分団 分団長 大平 浩三

第二分団 団員 清水 哲

第六分団 部長 横田 浩章

# 上板町長表彰並びに感謝状

## ■町長表彰

第一分団 団員 安原 佑次

第二分団 団員 西岡 大輔

第三分団 部長 森 猛

第四分団 団員 新見 旬史

第五分団 団員 四宮 慎一郎

第六分団 団員 浅野 一義

第六分団 団員 浅野 一義

第六分団 団員 浅野 一義

第六分団 団員 浅野 一義

第六分団 団員 浅野 一義

第六分団 団員 浅野 一義

第六分団 団員 浅野 一義

第六分団 団員 浅野 一義

第六分団 団員 浅野 一義

第六分団 団員 浅野 一義

第六分団 団員 浅野 一義

第六分団 団員 浅野 一義

第六分団 団員 浅野 一義

第六分団 団員 浅野 一義

第六分団 団員 浅野 一義

第六分団 団員 浅野 一義

第六分団 団員 浅野 一義

第六分団 団員 浅野 一義

第六分団 団員 浅野 一義

第六分団 団員 浅野 一義

第六分団 団員 浅野 一義

第六分団 団員 浅野 一義

第六分団 団員 浅野 一義

第六分団 団員 浅野 一義

第六分団 団員 浅野 一義

第六分団 団員 浅野 一義

第六分団 団員 浅野 一義

## ■内助の功感謝状

多田 由利子様

清水 薫様

清水 里菜様

白石 恵梧様

佐藤 桃菜様

高志小学校 石橋 啓輔様

松島小学校 佐藤 桃菜様

東光小学校 白石 恵梧様

神宅小学校 清水 里菜様

神宅小学校 白石 恵梧様

神宅小学校 佐藤 桃菜様

神宅小学校 高志小学校 石橋 啓輔様

神宅小学校 高志小学校 石橋 啓輔様

神宅小学校 高志小学校 石橋 啓輔様

神宅小学校 高志小学校 石橋 啓輔様

神宅小学校 高志小学校 石橋 啓輔様

神宅小学校 高志小学校 石橋 啓輔様

神宅小学校 高志小学校 石橋 啓輔様



# 上板町消防団長表彰

第二分団

団員 松尾 成啓

第三分団

団員 岩佐 憲明

第四分団

団員 和田 将揮

第五分団

団員 野口 亮

第六分団

団員 戸田 敬次

# 一日行政相談所 開設予定日

住民の皆さんから役所の仕事に対する苦情や要望などの相談を受け、必要に応じて関係行政機関にあつせんを行います。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

■開設日 二月十五日(水)

■開設時間 午後一時三十分～午後四時

■開設場所 上板町老人福祉センター

## 寄せ植え教室の募集

プリザーブドフラワーコースージュ卒業式やセレモニースーツの胸元を飾るコースージュをプリザーブドフラワーで作りましょう。

■日時

平成二十九年二月二十二日 水曜日  
十三時三十分から

■場所

馬道会館 卍六九四一四八六八  
上板町西分字原一八番地二

■申し込み締め切り

二月十六日 木曜日  
午後五時まで

■材料代

二、〇〇〇円



## 上板町消費生活相談窓口 からのお知らせ

### 有料動画配信事業者をかたる架空請求にご注意!

携帯電話に「有料コンテンツ利用料の未払いが生じている、連絡がなければ法的手続きをとる」などの内容で各種メッセージ(SMS・LINE・フリーメールなど)を送りつけ、連絡してきた消費者に「支払わなければ裁判沙汰になる」などと告げ、有料動画の未払い料金の名目でお金を支払わせる架空請求の相談が消費生活センター等に寄せられています。

支払わせる方法として大手通販サイトのギフトカードをコンビニエンスストア等で消費者に購入させ、そのギフトカードのカード番号を偽事業者に伝えるよう指示してきます。

またカード番号を伝えた消費者に対し、今度は別会社の有料動画サイトでも未払い料金が生じているなどとして更に支払いを求めてきます。このような身に覚えのない要求があった場合は、その要求に応じる前に一度左記窓口にご相談ください。



◆消費生活相談に関するご相談は

### 上板町消費生活相談窓口へ

秘密厳守・相談無料 卍六九四一四八六八  
相談受付 平日九時～十六時三十分  
(土・日・祝・年末年始を除く)

## 国民年金保険料の「2年前納」制度

2年間で15,000円程度の割引になり、さらにお得になります

2年度分の保険料をまとめて納める2年前納制度のご案内です

「2年前納」をご利用いただくと、毎月納付する場合に比べ、2年間で15,000円程度の割引になります。  
なお、平成29年4月より、新たに現金・クレジットカード納付による2年前納が始まります。

平成28年4月における2年前納の割引額は、15,690円です(参考)

口座振替2年前納

28年度保険料16,260円×12カ月 +  
29年度保険料16,490円×12カ月 = 393,000円  
393,000円 - 15,690円 = 377,310円

※実際に口座から引き落とされる金額は「国民年金保険料口座振替額通知書」にてご確認ください。

【口座振替による保険料額と割引額】

	6カ月前納	1年前納	2年前納
平成28年度	96,450円 (1,110円)	191,030円 (4,090円)	377,310円(※) (15,690円)

保険料額は厚生労働省告示により確定した金額です。  
( )は毎月納める場合と比較した割引額です。

### 「2年前納」の手続き

(1) お申し込み期限：毎年2月末

(2) お申し込み方法

「2年前納」で納付するためにはお手続きが必要です。

○口座振替の場合

「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書兼国民年金保険料口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、預貯金口座をお持ちの金融機関(郵便局を含む)の窓口、または年金事務所(郵送も可)へご提出ください。

※口座振替のお申し込みには、基礎年金番号の記入が必要ですので、年金手帳や納付書で基礎年金番号をご確認ください。  
また、金融機関届出印の押印が必要となります。

### お問い合わせ先

徳島北年金事務所 TEL 088-655-0200  
上板町役場 住民人権課 TEL 694-6809

# 今月の納付期限 について

## 税務課からのお知らせ

二月は固定資産税（四期）後期高齢者医療保険料（七期）及び国民健康保険税（八期）の納付月です。納付期限は二月二十八日（火曜日）です。

納付期限内にお納めくださいますようお願いいたします。

口座振替の方は、二月二十八日に引き落としいたしますので、残高のご確認をお願いします。

※転出・婚姻等、世帯状況に異動があった場合でも、自動的に解約とはなりませんのでご注意ください。

### 口座振替

■口座振替の手続き

通帳と通帳届出印を持参し、上板町内取扱金融機関窓口でお申し込み下さい。

■ご利用いただける町税（料）

町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

■取扱金融機関

阿波銀行、徳島銀行、板野郡農協、ゆうちょ銀行

### お問い合わせ先

上板町役場 税務課  
TEL 六九四一六八〇七

# 介護保険からの お知らせ

●二月は介護保険料（第五期分）の納付月です。納期限は平成二十九年二月二十八日です。納期限内にお納め下さいますようお願いいたします。

■口座振替の方は、二月二十八日に引き落とし致しますので残高の確認をお願いします。

被保険者の方に死亡や転出など異動があった場合は福祉保健課で資格喪失の手続きが必要です。死亡による喪失の場合は、年金の喪失手続きも忘れず行って下さい。年金手続については、受給年金の各年金保険者へお問い合わせ下さい。

保険料変更に伴う還付のお知らせ通知が届きましたら速やかに福祉保健課で手続きをお願いします。

### お問い合わせ先

上板町役場 福祉保健課 TEL 六九四一六八一〇

### 相談窓口

上板町地域包括支援センターをご利用下さい。地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者のみなさんを介護、福祉、健康等総合的に支えていくための拠点です。介護予防事業のほか、介護に関する相談や悩み以外にも福祉や医療、日常生活に関する相談など気軽に相談下さい。

地域包括支援センター

TEL 六九四一五五九七

上板町老人福祉センター

TEL 六九四一六一五五

## 特別職国家公務員（自衛官）受付案内

募集項目		応募資格	受付期間	試験期日	その他
幹部候補生 (男女)	一般	大卒程度試験 (20歳以上22歳未満の者は大卒(見込含) 修士課程修了者等(見込含)は28歳未満)	29年 3月上旬～5月上旬	1次：29年5月中旬 2次：29年6月中旬 3次：(航空要員のみ) (海)7月中旬 (空)7月中旬～8月上旬	試験会場： 海上自衛隊徳島教育航空基地 (松茂町)
	歯科薬剤	専門の大卒(見込含)20歳以上30歳未満(薬剤は20歳以上28歳未満)			
自衛官候補生	男子	18歳以上27歳未満	年間を通じて行っております。	受付時にお知らせします。	詳細については、下記のお問い合わせ先までご連絡下さい。
医科・歯科幹部		医師・歯科医師の免許取得者	29年 2月上旬～4月中旬 (細部はお問合せ下さい。)	5月中旬 (細部はお問合せ下さい。)	試験会場： 防衛省(東京都千代田) 詳細については、下記のお問い合わせ先までご連絡下さい。
予備自衛官補	一般	18歳以上34歳未満	29年 1月8日～4月8日	29年 4月15日～4月19日 いずれか1日を指定されます。	試験会場： 海上自衛隊徳島教育航空基地 (松茂町) 詳細については、下記のお問い合わせ先までご連絡下さい。
	技能	18歳以上53歳～55歳未満(技術区分による)で国家免許資格等を有する者 衛生、語学、整備、情報処理、通信、電気、建設、放射線管理、法務 国家免許資格等の詳細については、下記のお問合せ先までご連絡下さい。			

### お問い合わせ先

自衛隊 鳴門地域事務所 (TEL 088-685-5306) 住所：鳴門市撫養町立岩字七枚57  
自衛官募集ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsd/f/jieikanbosyu/>

# 申告納税相談（所得税・住民税・国保税等）のご案内

所得税の確定申告等の申告納税相談を次の要領で実施しますので、申告しなければならない方のうち相談を希望される方は、指定された相談日にお越しください。相談日は大変混雑するため、地区で相談日を設定しています。指定された相談日及び時間にお越しいただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

- 期間 平成29年2月16日(木)～3月15日(水)までの月曜日から金曜日
- 時間 午前9時～午後4時
- 場所 上板町農村環境改善センター 農事研修室

確定申告等をしなくてはならない方

- 1 平成29年1月1日現在、上板町に住所がある方で、前年中（平成28年1月1日～平成28年12月31日）に所得のあった方
- 2 給与所得者で次に該当する方
  - ① 給与所得以外に営業、農業、不動産、年金等の所得があった方
  - ② 2ヶ所以上から給与の支払いを受けている方
  - ③ 前年中に退職した人や一定の所に勤務していない方
- 3 上板町国民健康保険加入者（前年中に所得がない場合でも申告が必要です。）
- 4 住宅借入金等特別控除、医療費控除、寄附金控除等を受けようとする方

※ 相談日は大変混雑しますので、医療費の領収書や収支内訳書は必ず計算したものをご持参ください。計算ができていなければ、会場にてご自分で計算していただきます。

申告納税相談に必要なもの

- 1 印鑑
- 2 収支計算に必要な書類、帳簿、記録簿、領収書
- 3 給与所得者、年金受給者については源泉徴収票（原本）
- 4 生命保険料、地震保険料等の支払証明書、社会保険料領収書、国民年金保険料控除証明書
  - ※ 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料及び国民年金保険料納付済額等（平成28年中納付分）は所得より控除できますが、未納分は控除対象になりません。
- 5 医療費控除を受けられる方は「支払った医療費の領収書」と「保険などで補てんされる金額の明細書」
- 6 還付申告の場合は、本人名義の口座番号（銀行名・支店名・預金種類・番号）
- 7 本人確認書類
  - マイナンバーカード（個人番号カード）
  - マイナンバーカードをお持ちでない方は

<b>番号確認書類</b> マイナンバーを確認できる書類 ●通知カード ●住民票の写し又は住民票記載事項証明書 などのうちいずれか1つ	+	<b>身元確認書類</b> 記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類 ●運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証 ●パスポート ●身体障害者手帳 ●在留カード などのうちいずれか1つ
---	---	--
- 8 控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などのマイナンバー（個人番号）
  - ※ 控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要です


## 確定申告地区割日程表

月日	曜日	支部名等
2月16日	木	全地区 年金のみの方
2月17日	金	北高瀬 古町 瀬部 元原 仁界 中須賀 鍛冶屋原南団地
2月20日	月	柚木全支部 栗木全支部 天王 石橋ノ上
2月21日	火	引野全支部
2月22日	水	鍛冶屋原全域 泉谷全域 川原田団地 山田南
2月23日	木	大東 原東 原西1、2、3
2月24日	金	神宮寺1、2 大山町 大山畑 フルーツタウン 殿宮 小柿1 小柿北
2月27日	月	中北 大南1、2、3 小柿団地 神宅団地 神宅 西金屋 学園橋
2月28日	火	川西1、2 川東1、2 滝ノ宮 池田・青木・西分・横関・八坂各団地

月日	曜日	支部名等
3月1日	水	日吉 小路 古北村 地家 西高原 中筋 中筋第2 辻 大北村
3月2日	木	椎本全支部 神明 東光 馬道 馬道南 東光団地 君ノ木
3月3日	金	南瀬部 北瀬部 鳥屋 檜山 瀬部サントウン
3月6日	月	西井内北 西井内南 中井内 東井内 東井内2 古田南
3月7日	火	古田北 新田全支部 高磯
3月8日	水	上六条 下六条全支部 高磯東 高磯南西
3月9日	木	佐藤塚全支部 第十新田 第十団地
3月10日	金	全地区 特別な事由により上記期間中に申告できなかった方
3月13日	月	//
3月14日	火	//
3月15日	水	//

◇ご自宅のパソコンで申告書等の作成ができます！


パソコンをお持ちの方は国税庁ホームページにアクセスしてください。



e-Tax  
データ送信！  
または  
書面提出！

便利な 申告書の作成は 国税庁ホームページの

## 「確定申告書等作成コーナー」で!!




www.nta.go.jp

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税及び地方消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

電子証明書 ICカードリーダライタ  
CARDと があれば

おうちで作成  
ネットで申告



詳しくは **国税庁** で **検索**

●国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp> ●e-Tax ホームページアドレス <http://www.e-tax.nta.go.jp>

作成コーナーの操作などに関するお問い合わせ



パソコンはあまり得意じゃないんだよね。  
自宅で申告書を作成中に、  
操作方法が分からない場合は  
どうしよう？

大丈夫!! 作成コーナーの操作に関するご質問は  
お電話で問い合わせることができます。



● e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901 e-コフセイ  
(全国一律市内通話料金)

作成コーナーの操作方法などに関するご質問

➤月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

受付時間は、時期により延長する場合があります。お問い合わせに当たっては、最新の情報をe-Tax ホームページでご確認ください。  
上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171 をご利用ください (通常の通話料金となります)。  
間違い電話が多くなっておりますので、くれぐれもお間違えないようご注意ください。

● マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 マイナンバー

マイナンバーカードの取得やICカードリーダライタの設定などマイナンバーに関するご質問

➤月曜日～金曜日 9:30～20:00

➤土日祝日 9:30～17:30 (年末年始を除きます。)

受付時間は、変更される場合がありますので、内閣官房のホームページでご確認ください。  
上記の電話番号がご利用できない場合などは、050-3818-1250 をご利用ください (通常の通話料金となります)。

◇復興特別所得税の記載漏れにご注意ください！

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と復興特別所得税を併せて申告・納付することとされています。確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税」欄の記載漏れのないようご注意ください。

◇消費税の申告について

消費税 (地方消費税を含む) の税率については、平成26年4月1日から8%に引き上げられました。

なお、税率引上げに伴う経過措置により、平成26年4月1日以後に行われた取引であっても、旧税率 (5%) が適用される場合があります。

◇贈与税の申告と納税をお忘れなく！

平成28年1月1日から平成28年12月31日の1年間に、個人からもらった財産の価額が110万円を超えると、贈与税の申告と納税が必要となります。

なお、贈与により取得した財産について、①相続時精算課税制度、②住宅取得当資金の非課税制度、③配偶者控除の特例等の適用を受ける場合には、申告期限までに贈与税の申告が必要となりますのでご注意ください。

◇平成28年分の確定申告期限及び納期限等

税目	申告期限及び納期限等
所得税及び復興特別所得税	平成29年3月15日(水)
消費税及び地方消費税	平成29年3月31日(金)
贈与税	平成29年3月15日(水)

◇鳴門税務署の確定申告会場の開設期間等

開設期間	受付時間	相談開始	提出書類受付時間
平成29年2月16日(木)～ 平成29年3月15日(水)	8:30～ 16:00	9:00～	8:30～ 17:00

※申告の相談を希望される方は、2月16日(木)以降にお越しください。  
※土・日曜日及び祝日は鳴門税務署での相談及び受付は行っていません。  
(郵送または鳴門税務署時間外受信箱への投かんにより申告書等を提出することはできません。)

◇振替納税をご利用の方の振替納付日

税目	振替日
所得税及び復興特別所得税	平成29年4月20日(木)
消費税及び地方消費税	平成29年4月25日(火)

※あらかじめ指定された預貯金口座の残高のご確認をお願いします。



# マイナンバーの記載にご注意ください！

お知らせ

申告書や申請書等には

## マイナンバーの記載が必要です!!

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、



申告手続などには

### マイナンバーの記載

### +

### 本人確認書類の 提示又は写しの添付

が必要です

国税に関する  
マイナンバー制度の  
最新情報

国税庁ホームページトップページ上段

社会保障・税番号制度(マイナンバー)  
申告書等にマイナンバーの記載が必要になります。

をクリック

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>



本人  
確認  
書類

### ◆ マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

#### 番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
  - 住民票の写し又は住民票記載事項証明書  
(マイナンバーの記載があるものに限りです。)
- などのうちいずれか1つ

### +

#### 身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを  
確認できる書類》

- 運転免許証
  - 公的医療保険の被保険者証
  - パスポート
  - 身体障害者手帳
  - 在留カード
- などのうちいずれか1つ

○ 所得税及び贈与税の確定申告書につきましては平成28年分以降の申告書から、消費税の確定申告書につきましては平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書から、マイナンバーの記載と本人確認書類（例1：マイナンバーカード、例2：通知カードと運転免許証など）の提示又は写しの添付が必要となりますのでご注意ください。

また、郵送等による提出の際には本人確認書類の写しの添付をお願いします。

○ マイナンバーカードで e-Tax が利用できます。

※ e-Tax のご利用に当たっては、事前に開始届出書の提出、マイナンバーカード又は住民基本台帳カード、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。詳しくは、e-Tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。



# 上板町子ども・若者相談支援センター「あい」からのお知らせです。

## 子育ていちょう会の開催について（ご案内）

子育ていちょう会は不登校や引きこもり等、子育ての悩みを抱える家族のための会です。

保護者、支援者、カウンセラー、アドバイザーが集い、いろいろな人の話を聞きます。自分の思いを話すことで、見えなかったことがわかるようになり、保護者の気持ちが楽になり、子どもへの接し方が変わります。そうして、何かが変わります。気軽に参加してみませんか。



日時

毎月第4土曜日（19時～21時）

平成29年 2月25日（土）（19時～21時）

3月25日（土）（19時～21時）

4月22日（土）（19時～21時）

4月以降も第4土曜日で開催しています。

参加費  
無料

活動場所

上板町子ども・若者相談支援センター「あい」  
ITセンター2階

相談窓口	連絡先	受付時間（月～金）
相談支援センター「あい」 （ITセンター内）	637-6006	9:00～17:00
上板町教育委員会	694-6814	8:30～17:00

（土・日・祝日は休み）（相談無料）

## 上板町子ども・若者相談支援センター「あい」をご活用ください。

「あい」では、

子ども・若者（幼・小・中学生・中学卒業後～30歳ぐらいまで）が

◎学校に行きづらい

◎人間関係が苦手で思いが伝えられないなどで悩んでいる方、  
「あい」に話しに来ませんか。ご相談を受け付けています。

ユースアドバイザー（若者の自立を支援する専門的な相談員）による訪問支援

相談してみたいけど、相談支援センター「あい」まで行くのは難しいという場合は、状況に応じて訪問支援を受けることができます。

ずっと学校を休んでいる。

さまざまな理由で学校に通学することが困難になっている児童生徒の居場所づくりを行っています。子どもの気持ちを大切にしながら、無理せず毎日過ごせるよう理解・相談・支援・指導を行っています。対象児童生徒について、「あい」では、支援カリキュラムを作成し、活動します。



## 農業委員会の新制度について

農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員会の制度が新しくなります。

【法律改正に基づく上板町農業委員会の新体制  
（平成二十九年七月二十日から移行予定）】

◎農業委員 十四名

◎農地利用適正化推進委員 七名

（農地利用適正化推進委員は法律改正により新設されました。以下、「推進委員」と言います。）

それぞれの委員については推薦及び公募が行われます。

農業委員は議会の同意を得て町長が任命し、推進委員は農業委員会で決定のうえ、農業委員会が委嘱します。



### 農業委員

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項等に関する責務を適切に行うことができる者のうちから、農業者及び農業者が組織する団体からの推薦又は自らの応募による農業委員候補者について、次の条件を考慮し、町議会の同意を得て町長が任命します。

- ① 農業委員の過半数は認定農業者及び認定農業者に準ずる者であること。
- ② 農業に関し利害関係のない者を1名以上入れること。
- ③ 年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮すること。

### 推進委員

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者の中から、推薦又は自らの応募により「区域の代表」として、農業委員と密接に連携し、担当区域において次のような活動を行います。

- ① 農地利用の集積・集約化の推進
- ② 耕作放棄地の発生防止と解消を推進
- ③ 農地中間管理機構との密接な連携
- ④ 区域の農地所有者等との調整及び働きかけ

新しい農業委員・推進委員の募集は平成二十九年三月中旬を予定しており、募集に関する詳細については後日あらためてご案内します。

お問い合わせ先 上板町農業委員会 TEL 六九四一六八〇五

# 生ごみ処理機等でごみの減量化に取り組みませんか

町では、生ごみの減量化及び資源化を推進するため、家庭用生ごみ処理機等の購入に補助金制度を設けておりますのでご利用ください。  
 手続き方法等詳しいことは、町HPをご覧ください。だくか環境保全課へお問い合わせください。



## 補助金額

補助対象経費は処理機等本体の購入価格です。運搬費や設置費等は補助対象外です。

- ①電気式生ごみ処理機器（例：乾燥式・パイオ式）  
 購入価格の2分の1以内の額で、25,000円を限度。  
 【補助数 1月23日現在 残り9台】
- ②生ごみ処理容器（例：コンポスト・EM菌等使用容器）  
 購入価格の2分の1以内の額で、3,000円を限度。  
 【補助数 1月23日現在 残り2台】

※補助金の交付は1世帯につき1回限りで、電気式生ごみ処理機器又は生ごみ処理容器のどちらか1台となります。

※事前購入は対象外です。

※**先着順に受け付け、補助数に達し次第、締め切り**となります。

手続き方法などお問い合わせ先▶上板町役場 環境保全課 TEL 694-6813

# 水道課からのお知らせ

## 宅内漏水にご注意ください！

### 宅内漏水の見つけ方

次のようにしていただきますと、水漏れがわかります。  
 ①家中の蛇口を全て閉めましよう。

②メーターボックスのフタを開けてメーターを見ます。

銀色か赤色の星のような形のもの（パイロット）を確認しましょう。

③パイロットが回っていたら、宅内のどこかで漏水している可能性があります。



パイロット

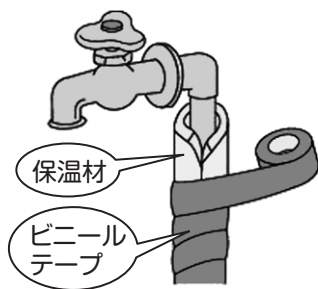
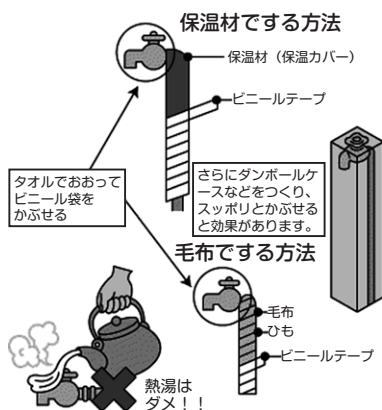
漏水が見つかったときは、個人負担でお近くの水道工事店等に依頼して、修理してください。

■お問い合わせ先 上板町役場 水道課 TEL 六九四一六八一七

## 凍結防止について

これからは、寒さが一層厳しくなり、給水栓及び立ち上がり管は、凍結する恐れがあります。

凍結管に熱湯をかけて溶かそうとすると、水道管が急激な温度変化により破損する恐れがありますので、夜間の内に防寒布等で保護し、水道事故を予防しましょう。



# ▶▶▶ 最低賃金、チェックです ◀◀◀

徳島県最低賃金

時間額 **716円**

【発効日】平成28年10月1日

徳島県最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されます。

なお、右記の産業には特定最低賃金が適用されます。

産業名	時間額(円)	発効日
特定最低賃金 造作材・合板・ 建築用組立材料 製造業	824	平成28年12月21日
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具 製造業	857	
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業	822	

「業務改善助成金」が大幅に  
 拡充されました！  
 賃金の引き上げ額に応じて  
 助成金の上限額が200万円に！

「業務改善助成金」は、生産性向上のための設備投資などを行い、一定額以上の賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する制度です！

◎徳島労働局雇用環境・均等室  
 (TEL 088-652-2718)に  
 お問い合わせ・ご相談ください。

◎最低賃金に関するお問い合わせ・ご相談は、徳島労働局労働基準部賃金室 (TEL088-652-9165) 又は最寄りの労働基準監督署までホームページにも最低賃金の情報が掲載されています。 <http://www.tokushima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

# 臨時福祉給付金（経済対策分）のお知らせ

平成二十六年四月から消費税が8%に引上げられたことに際し、所得の低い方への負担を緩和するために、臨時的な措置として引き続き支給するものです。

今回は、消費税率の一〇%への引上げが二年半延期されたことを踏まえ、経済対策の一環として、社会全体の所得の底上げに寄与するとともに、低所得者の安心感を確保するため、平成二十九年四月から平成三十一年九月までの二年半分を一括して支給します。

## 支給対象者

平成二十八年一月一日時点で、上板町の住民基本台帳に登録されている人で、平成二十八年度の町民税（均等割）が課税されていない人。ただし、次に該当する人は、対象外です。

- ①平成二十八年度分の市町村民税が課税されている人に扶養されている場合
- ②生活保護等の受給者となっている場合

## 支給額

支給対象者一人につき一五、〇〇〇円

## 申請受付期間

平成二十九年二月二十日～  
平成二十九年五月三十一日

対象と思われる方に、二月中旬に申請書を送付する予定です。

振り込め詐欺や個人情報情報の詐取にご注意ください。

## お問い合わせ先

上板町役場 福祉保健課 臨時福祉給付金係

TEL 六九四一六八一〇

## ■制度に関するお問い合わせ先

厚生労働省 給付金に関する専用ダイヤル

TEL 〇五七〇一〇三七一一九二

# 第48回上板町社会福祉大会の開催について

永年にわたり、社会福祉の推進に功績のあった方々に敬意と感謝の意を表するとともに「だれもが安心して暮らせる助け合いのまちづくり」の一層の充実を図ることを目的に開催します。

多数のみなさまのご参加をお待ちしております。

## 日時

平成29年 2月25日(土)  
開場・受付 午前9時から

## 会場

上板町農村環境改善センター  
多目的ホール

※会場の駐車スペースには限りがありますので、自家用車で御来場の際は、可能な限り乗り合わせをお願いします。

## 内容

- ① プロローグ  
あじさいコーラス  
ちびっこあわおどり
- ② 大会式典  
表彰、大会宣言等
- ③ 記念講演



顔が笑う ところが笑う 脳が笑う  
NPO法人健康笑い塾主宰／日本笑い学会理事  
なか い こう じ  
中 井 宏 次 氏

## 講師プロフィール

中井宏次氏



1975年大阪薬科大学卒業、同年吉富製薬株式会社（現：田辺三菱製薬株式会社）入社、07年に退職。同時に、「医笑同源：笑い（ユーモア）で心豊かな遊びのある生活を！」テーマに「NPO法人健康笑い塾」を設立し、生活における笑い（ユーモア）の重要性を啓発活動している。

また、33年間の会社経験を活かし、「笑い」と経営」「メンタルヘルスとユーモア」「笑い」とストレス」「ユーモア人財育成法」等の研究にも取り組み、経営・人財育成コンサルタントとしても活躍している。一方で、大学では、非常勤講師として、「笑い」と健康」「医療コミュニケーション」の講座を担当し、教職としても「笑い」と教育」をベースに、これからの人財育成・予防笑学に情熱を注いでいる。また、薬家さく臓の芸名で落語も嗜んでいる。

巧みな話術と豊富な知識に裏打ちされた話題で、話の渦に巻き込まれてしまいます。3分に1度は笑い、笑顔になる！人間は何故笑わなくてははいけないのか。

飽きのない、笑いたっぷり、認知症予防につながるお話は是非お聴きください。

9:00 9:30 10:00 11:00 12:10

受	プ	大	記	閉
付	ロ	会	念	会
	ロ	式	講	
	グ	典	演	

# 保健師からののお知らせです



## 1 上板町こうのとり応援事業について

上板町では、不妊治療を行っているご夫婦を支援する為、医療保険が適用されない特定不妊治療に要する費用の一部を助成します。

助成は、徳島県こうのとり応援事業の助成決定を受けたものに上乗せする形で行います。

**【対象者】** 次の1から4の全てに該当する方が対象です。

- ① 法律上の婚姻をしている夫婦であること。
- ② 夫婦が治療開始日より以前に1年以上上板町に住所を有すること。
- ③ 徳島県が実施する徳島県こうのとり応援事業の決定を受けていること。
- ④ 町税等を滞納していない世帯であること。

**【助成額】** 特定不妊治療に要した費用から徳島県が交付された助成金額を控除して得た額とし、1回の治療につき10万円を限度とします。

**【申請方法】** 原則として、治療が終了した日の属する年度内に必要書類を添付して申請する必要がありますので、

**平成28年度中に治療が終了した方は、平成29年3月31日(金)までに必ず申請してください。**

※この期間を過ぎると申請を受理できない場合がありますのでご了承ください。

詳しくは、上板町ホームページでご確認いただくか、下記までお問い合わせください。



## 2 「子宮頸がん検診、乳がん検診受診」について

平成28年度の子宮頸がん検診、乳がん検診の検診期間は平成29年3月31日(金)までとなっています。

受診間隔は2年に1回、対象者となる年齢は、子宮頸がんは20歳以上、乳がんは40歳以上の女性の方です。また、特定の年齢の未受診者の方にはクーポン券と問診票をお送りしています。

受診対象となる方でまだ受診されていない方は福祉保健課までご連絡下さい。

## 3 歯周病予防について

歯周病は、歯と歯茎の境目にある溝(歯周ポケット)にできた細菌が原因でおこる歯肉炎、歯周炎などを総称する歯のまわりの細菌感染症です。自覚症状がないままに進行します。初期の症状は歯肉炎(歯肉の腫れ、出血)です。この段階で歯科受診し細菌を除去すると良くなっていきます。進行すると歯周炎(歯肉が下がる、歯がグラグラする、口臭がある)等の症状があり末期症状では歯が抜け落ちることがあります。歯周病にかかっている人の割合は35歳以上で8割をこえており、加齢とともに増え、65歳以上では半数以上が歯肉炎にかかっています。

最近の研究では、歯周病が全身にいろいろな影響を及ぼすことが明らかになってきています。歯周病を予防することは糖尿病や心臓病、脳卒中、誤嚥性肺炎、肥満、骨粗鬆症などの生活習慣病やいろいろな病気のリスクを予防することにつながります。

歯周病の予防の基本は口腔内を清潔に保つこと

1. 歯磨き
2. 歯と歯の間の汚れをとる(歯間ブラシなど)
3. 禁煙
4. 年に1回の歯科受診

● お問い合わせ先 ● 上板町役場 福祉保健課 TEL 694-6810

## 板野東部ファミリー・サポート・センターからののお知らせ

ファミリーサポートは、子育てを地域で支えるお手伝いをしています。子育てを一時的に手伝ってほしい方、子育てのお手伝いをしたい方あなたもファミリーサポート会員になりませんか？

**ふあみさぽ研修③**  
みんなが笑顔になれるスイーツ教室

・春の養生ポイント伝授  
漢方養生指導士・漢方スタイリストと共に楽しもう！

■講師  
漢方ライフケア  
\*T.O.H.I.S.H.\* 吉田千景氏

■日時  
平成二十九年三月一日(水) 十時～

■場所  
藍住町勤労女性センター1階 調理室  
(藍住町奥野字矢上前三一)

■定員  
二〇名

■メニュー  
スノーボール、りんごのケーキ

■参加費  
無料

■対象  
ファミリーサポート事業に興味のある方

■準備物  
エプロン・三角巾・ふきん

■お申し込み  
板野東部ファミリーサポートセンター  
TEL 〇八八―六九三―三〇三三

※二月二十二日(水)午後五時まで受け付け中  
応募多数の場合は抽選となります。

## 2月 保健行事予定表

### I 健康相談・健康教育

月/日	時 間	場 所	内 容	担 当
2/7	10:00~11:30	農村環境改善センター	個別健康相談・健康教育	保健師・理学療法士
3/7	10:00~11:30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師

### II 乳幼児健康診査

#### 1. 乳児健康診査

月/日	受付時間	場 所	内 容	該 当 者
2/1	13:10~14:00	農村環境改善センター	問診、身体測定、診察、育児相談、 栄養相談	平成28年3月4月、 平成28年9月10月生

#### 2. 1歳6か月児健康診査

月/日	受付時間	場 所	内 容	該 当 者
2/9	13:00~13:20	農村環境改善センター	問診、内科・歯科診察、身体測定、 聴力検査、発達・育児・歯科・栄養相談	平成27年6月1日~ 平成27年8月31日生

平成29年2・3月分

〈2/1~3/10まで〉

( 在 宅 当 番 医 )

市外局番は (088) です。

■ 担当時間 ■ 平日 18:00 ~ 22:30 休日 9:00 ~ 22:30

2月	1(水) 野田(五) 医院 694-2008	2月	20(月) 三木クリニック 698-5157
	2(木) 友成 医院 694-5515		21(火) 有住内科クリニック 698-8655
	3(金) 井関クリニック 637-6066		22(水) 堀口 整形外科 698-5111
	4(土) 中山産婦人科 692-0333		23(木) 藤本クリニック 698-0303
	5(日) 三木クリニック 698-5157		24(金) 吉野川 病院 698-6111
	6(月) 上板整形外科クリニック 637-6600		25(土) 近藤 外科内科 693-1188
	7(火) 川原 眼科 694-8388		26(日) 越智内科胃腸科 698-3111
	8(水) 浦田 病院 699-2921		27(月) 平野 内科 698-8060
	9(木) 芳川 病院 699-5355		28(火) 山田 外科内科 698-5500
	10(金) 内科クリニック・オクムラ 692-4771	3月	1(水) 越智内科胃腸科 698-3111
	11(土) 有住内科クリニック 698-8655		2(木) 片山 医院 698-2625
	12(日) 田根内科胃腸科 698-0123		3(金) 新居 内科 698-8808
	13(月) 井上 医院 699-8070		4(土) こやま小児科内科クリニック 637-3211
	14(火) 春藤内科胃腸科 699-3777		5(日) 平野 内科 698-8060
	15(水) かまだ 眼科 678-8585		6(月) 田根内科胃腸科 698-0123
	16(木) 谷口耳鼻咽喉科クリニック 699-2787		7(火) いのもと眼科内科 698-8887
	17(金) 高田整形外科病院 698-8689		8(水) 北島こどもクリニック 697-2221
	18(土) きはら耳鼻咽喉科 693-0087		9(木) つかさクリニック 697-2323
	19(日) いのもと眼科内科 698-8887		10(金) 中村耳鼻咽喉科クリニック 697-3213

**担当時間以外  
の深夜の救急**

きたじま田岡病院 698-1234	全日対応ですが、要確認
稲次整形外科病院 692-5757	水曜日、土曜日は受診前に要確認
東徳島医療センター 672-1171	対応日は確認してください

※休日・夜間緊急病院は、変更している場合がありますので、必ず電話してから受診してください。

平成28年  
12月

お誕生  
おめでとう

■ 下六條 難波 一輝・公美  
女の子 美穂(みほ)

■ 椎本 上田 裕士・文恵  
男の子 悠登(ゆうと)



## 板野町文化の館図書館

### 2月カレンダー

板野町文化の館図書館は、上板町民の方も利用が可能となっておりますので、是非ご利用ください。

2月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

■ の日は休館日です。  
※休館日等は変更される可能性があります

開館時間 午前10時～午後六時

● 十二月は、延べ三三八人に  
一、七七五冊ご利用頂きました。

### お問い合わせ先

板野町文化の館図書館

TEL 〇八八―六七―一五八八八

新成人の皆様、  
おめでとうございます。

上板町成人式が1月2日(月)に上板町中央公民館「大会議室」にて開催され、110人(当日出席者82人)が新成人を迎えられました。これからの人生に誇りと責任を持って、大いに前進し、明日の社会を明るくする原動力となられるようお祈りいたします。



## 上板町成人式

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、廃棄物の焼却は原則禁止されています。しかし、公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却は、例外規定があります。



## 野外焼却は

# 禁止

### 焼却禁止の例外

- 1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 2 震災、風水害、火災、凍霜害、その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 3 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却  
例 どんと焼きやお焚き上げにおける不用となったお守りや人形等の焼却。
- 4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却  
例 農業者が行う稲わらの焼却。あぜ道や用排水路を除草した刈草の焼却。
- 5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの  
例 落ち葉のたき火。キャンプファイヤーを行う際の木くずの焼却。

### 注意事項

政令で定める焼却(焼却禁止の例外)を行う場合は、風向き、焼却量、時間帯、場所を考慮し、消火するまでその場を離れないでください。周辺地域の生活環境に影響(煙害、健康被害)が生じている場合は、焼却を中止していただくことがあります。

⑤の軽微なものとは、迷惑とならない程度のもので、苦情が発生した場合は、軽微なもの認められません。生ごみプラスチック、ビニール等の廃棄物を混ぜての焼却は、絶対にしないでください。例外規定に該当しません。

### お問い合わせ先

上板町役場 環境保全課 TEL 六九四―一六八三三